

# 第66回



## 定時株主総会 招集ご通知

### 電子提供制度の施行による発送物の変更について

従前書面でお送りしていました株主総会資料は、会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、ウェブサイトに掲載して提供することになりました。お手数ですが、本招集ご通知記載のURLにアクセスしてご確認くださいませようお願いします。

本招集ご通知には、株主総会議案をご確認いただけるよう、株主総会参考書類の内容を記載いたしましたので、ご参照ください。

なお、書面交付請求をされた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を同封しております。

次回以降、書面での資料の送付をご希望される株主様は、基準日（3月20日）までに書面交付請求を行っていただきますようお願いいたします。

### 開催 日時

2023年6月14日（水曜日）  
午前10時（受付開始:午前9時30分）

### 開催 場所

名古屋市東区葵三丁目16番16号  
ホテル メルパルクNAGOYA  
2階「瑞雲の間」  
（末尾の株主総会会場ご案内図を  
ご参照ください。）

### 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

インターネットまたは書面による議決権行使期限:  
2023年6月13日（火曜日）午後6時まで

# 株主の皆さまへ



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第66回定時株主総会を2023年6月14日(水)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

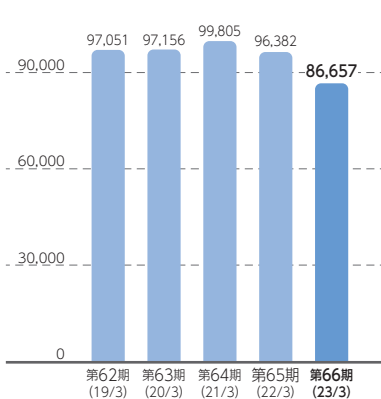
株主総会の議案および事業の概要につき申し上げますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます。

2023年5月  
株式会社ヤマナカ 代表取締役社長  
中野 義久

## 【業績ハイライト(連結)】

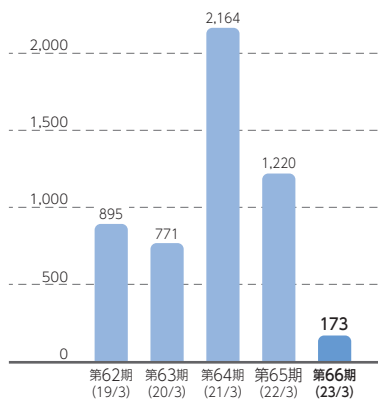
■ 営業収益(売上高+営業収入)

(百万円)  
120,000



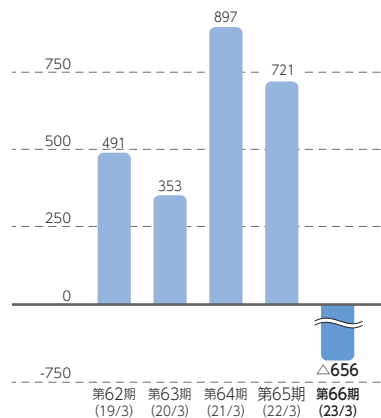
■ 経常利益

(百万円)  
2,500



■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)  
1,000



当社グループは、2022年2月に創業100周年を迎え、次の100年に向けた成長戦略の基盤づくりのため、「企業理念」と「使命」を制定しております。

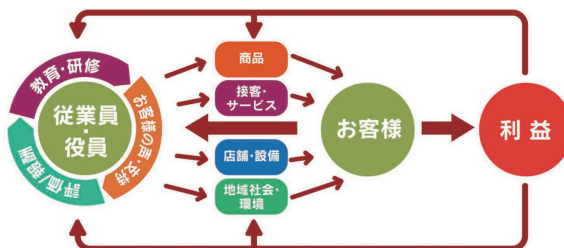
## 企業理念

- ① ヤマナカグループは、地域のお客様はじめすべての人たちの「健康」で「豊か」で「笑顔」あふれる「幸せ」な日常生活に貢献できることを目指します。そして、そのことがわれわれの「喜び」でもあり「幸せ」でもあると感じることができる企業グループを目指します。
- ② すべての従業員がヤマナカグループの一員であることに誇りを持って、「ヤマナカグループの主役」として自発的に生き活きと楽しく働き、やりがいと日々の成長を感じることができる企業グループを目指します。
- ③ ヤマナカグループは、常に世の中に新しい価値を生み出すことにチャレンジし、次の100年も地域になくってはならない身近な存在であり続けます。そして、地域の皆様から信頼され、地域とともに発展する企業グループとして、また、さまざまな取り組みを通じて地球環境にもやさしい企業グループを目指します。

◆概念図



◆「顧客価値を創造する」取り組みの循環図



## 使命

### 『顧客価値を創造する』

お客様にヤマナカグループの価値を認めていただくこと、ヤマナカで買い物をするに価値を感じていただくこと、そうした顧客価値を創り出すこと

## 企業行動憲章

### 1. 企業活動の基本姿勢

当社グループは、企業理念に基づきお客様に満足いただける品質、価値ある商品、安全かつ安心な商品、サービスなどお客様に喜ばれる販売活動を実施することにより地域社会の発展に寄与する。

### 2. 法令及び社会規範の遵守

当社グループは、社会から信頼される企業を目指し、法令、社会通念および社内ルールを遵守し、良識ある企業活動を実践する。また、当社グループは、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人・団体とは、一切係わらないこととする。

### 3. 情報の開示

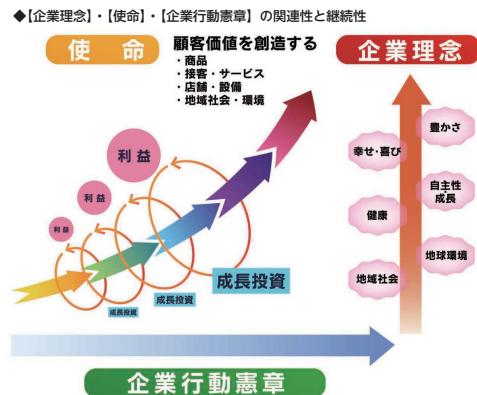
当社グループの定める開示ルールに基づき、必要な企業情報を公正かつ適時に開示する。

### 4. 地域環境への配慮

当社グループは、企業方針に基づき地球温暖化防止、資源有効利用などの環境問題に真摯に取り組み、地域社会との調和に努め、環境保全と地域社会発展が両立する継続的な活動をおこなうこととする。

### 5. 従業員の尊重

当社グループは、従業員の人格及び個性を尊重するとともに、職場環境の整備に取り組み、従業員がその能力を十分に発揮しうる健全な企業環境を確保する。



(証券コード8190)  
2023年5月24日  
(電子提供措置の開始日2023年5月23日)

株 主 各 位

名古屋市中村区岩塚町字西枝1番地の1  
**株 式 会 社 ヤマナカ**  
代表取締役社長 中 野 義 久

## 第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.super-yamanaka.co.jp/company/ir/shareholder/>



### 【名古屋証券取引所ウェブサイト】

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>



証券コードまたは銘柄名（会社名）を入力・検索し、「適時開示情報」を選択の上、「株主総会招集通知/株主総会資料」に掲載されている情報を閲覧ください。

### 【株主総会ポータルサイト】

<https://www.soukai-portal.net>

同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記URLにアクセスしID・初期パスワードを入力ください。

また、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。なお、事前に議決権をご行使される場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年6月13日（火曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月14日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)  
2. 場 所 名古屋市東区葵三丁目16番16号

ホテル メルパルクNAGOYA 2階「瑞雲の間」  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第66期(2022年3月21日から2023年3月20日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役5名選任の件  
第3号議案 監査役3名選任の件

### 4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以上

- 
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりませんので、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
    - ・連結計算書類の連結注記表
    - ・計算書類の個別注記表
  - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
  - 本株主総会の決議ご通知は、株主総会后、当社ウェブサイト(アドレス <https://www.super-yamanaka.co.jp>)に掲載させていただく予定です。

# 議決権行使 についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

## 当日ご出席いただく場合

- 株主総会へ出席 ●

### 株主総会開催日時



2023年6月14日(水曜日)  
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出下さい。

## 事前にご行使いただける場合

- 書面による議決権行使 ●

### 行使期限

2023年6月13日(火曜日)  
午後6時00分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送下さい。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

- インターネットによるご行使 ●

### 行使期限

2023年6月13日(火曜日)  
午後6時00分行使分まで

株主総会ポータルサイト

<https://www.soukai-portal.net>

にアクセスし、議案に対する賛否をご登録下さい。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する  
パソコン等の操作方法について  0120-652-031 (9:00~21:00)

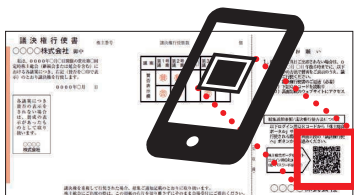
その他のご照会  0120-782-031 (平日9:00~17:00)

# インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限  
2023年6月13日（火）午後6時

## スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使<sup>®</sup>トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



## PC等による議決権行使方法

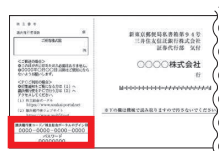
以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### 株主総会ポータルURL

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

## ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

## お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

**0120-652-031**

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。



## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 【期末配当に関する事項】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営施策の1つとして位置づけ、安定的な配当を継続して行うことを基本としつつ、各事業年度の業績と将来の事業展開を勘案し、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。この基本方針に基づき、第66期の期末配当につきましては、1株につき4円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 4円

総額 77,380,084円

これにより、中間配当金（1株につき4円）を含めた当期の年間配当金は、1株につき8円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月15日

## 第2号議案 取締役5名選任の件


取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	
1	なかのよしひさ 中野義久	代表取締役社長 社長執行役員	再任
2	おがわ たつ や 小川達也	取締役副社長 副社長執行役員	再任
3	おおやま ひで き 大山秀樹	取締役 専務執行役員 本部長	再任
4	よしだ まさ き 吉田雅樹	取締役	再任 社外 独立
5	にわ ま すみ 丹羽真清	取締役	再任 社外 独立

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1  再任	 <p data-bbox="269 446 515 526"> <small>なか の よし ひさ</small>  <b>中 野 義 久</b>            (1956年 5 月12日生)         </p>	<p>1985年 3 月 当社入社            1990年 6 月 当社取締役            1992年 6 月 当社常務取締役            1994年 6 月 当社専務取締役            1996年 2 月 当社代表取締役副社長            1997年 5 月 当社代表取締役社長            2018年 6 月 当社代表取締役社長 社長執行役員            (現任)</p>	4,200株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            中野義久氏は、1997年以来当社の代表取締役社長を務めており、経営者としての見識、豊富な経験と実績を有しております。スーパーマーケット事業に精通し、当社の経営全般を統括する最高責任者として適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>			
2  再任	 <p data-bbox="269 940 515 1020"> <small>お がわ たつ や</small>  <b>小 川 達 也</b>            (1955年 2 月 5 日生)         </p>	<p>1978年 4 月 株式会社東海銀行            (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行            2006年10月 同行名古屋営業部長            2009年 3 月 当社入社            2010年 6 月 当社取締役            2013年 3 月 当社専務取締役            2018年 3 月 当社取締役副社長            2020年 9 月 当社取締役副社長 副社長執行役員            (現任)</p>	14,400株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            小川達也氏は、金融機関において培った豊富な経験と知識、高い能力と見識を有しております。当社においては取締役副社長として、当社の経営全般を統括し、今後も当社グループ全体の経営戦略およびコーポレートガバナンス戦略の策定・推進に最適であると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3 再任	 <p>おお やま ひで き  <b>大山秀樹</b>            (1962年5月7日生)</p>	1986年4月 三菱商事株式会社入社 2009年4月 同社農産ユニット 米・青果物チームリーダー 2013年2月 同社中部支社生活産業部長 2014年6月 アルビス株式会社専務取締役 2017年5月 当社入社 2017年6月 当社専務取締役 2020年9月 当社取締役 専務執行役員 本部長（現任）	5,200株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p>			
<p>大山秀樹氏は、総合会社において培った豊富な経験と知識、高い能力と見識に加え、スーパーマーケット事業の企業経営に関する経験と実績を有しております。当社においては取締役専務執行役員として本部を統括し、今後も本部の責任者として営業戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>			
4 再任 社外 独立	 <p>よし だ まさ き  <b>吉田雅樹</b>            (1946年10月13日生)</p>	1970年4月 名古屋青果株式会社入社 1977年5月 同社取締役 1983年5月 同社常務取締役 1995年4月 同社代表取締役専務 2011年6月 同社取締役副社長 2014年5月 同社相談役（現任） 2015年6月 当社取締役（現任） <重要な兼職の状況> 名古屋青果株式会社相談役 学校法人名古屋合唱団理事長 名古屋音楽学校名誉校長	2,300株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</b></p>			
<p>吉田雅樹氏は、青果物の卸売事業に精通し、かつ長年にわたる会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。今後も独立した立場から経営全般に提言または助言をいただくことで、当社のコーポレートガバナンス体制を強化するために適任であると判断し、社外取締役候補者としております。また、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長を務め、公正で透明な委員会運営を主導するとともに、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。選任後は、当社の社外取締役として経営における重要事項の決定や業務執行の監督、指名・報酬委員会の委員長の職務等を適切に遂行いただくことを期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5 再任 社外 独立	 <p>に わ ま すみ 丹 羽 真 清 (1956年 1 月 7 日生)</p>	<p>1978年 4 月 チタカ・インターナショナル・フーズ株式会社入社</p> <p>1999年11月 デザイナーフーズ株式会社代表取締役社長</p> <p>2004年 6 月 デリカフーズ株式会社(現デリカフーズホールディングス株式会社)取締役</p> <p>2013年 4 月 同社代表取締役社長</p> <p>2017年 2 月 同社取締役(未来創造最高役員)</p> <p>2020年 3 月 デザイナーフーズ株式会社顧問 (現任)</p> <p>2020年 7 月 当社取締役 (現任)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;</p> <p>一般社団法人食と農の生命科学研究会 代表理事</p> <p>公益財団法人日本ヘルスケア協会理事</p> <p>一般社団法人日本アマニ協会理事</p> <p>デザイナーフーズ株式会社顧問</p> <p>株式会社アグリガーデンスクール&amp;アカデミー取締役</p>	800株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</p> <p>丹羽真清氏は、「食と健康」の分野に精通し、かつ会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。食の専門家としての経験や知識を活かし、独立した立場から経営全般に提言または助言をいただくことで、当社のコーポレートガバナンス体制を強化するために適任であると判断し、社外取締役候補者としております。選任後は、会社経営者として「食や健康」の分野の豊富な経験と幅広い知識に基づく、経営的視点からの監督とアドバイスを期待しております。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉田雅樹氏および丹羽真清氏は、社外取締役候補者であります。
3. 吉田雅樹氏の当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。また、丹羽真清氏の当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年11か月となります。
4. 吉田雅樹氏および丹羽真清氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 吉田雅樹氏および丹羽真清氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、両氏が再任された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 【ご参考】

#### 取締役の専門性と経験

本定時株主総会終結後の取締役（予定）に期待する知見・経験は、次のとおりであります。

取締役		取締役に期待する知見・経験							
		経営全般・経営戦略	事業戦略・新規事業開発	ESG	ガバナンス	リスクマネジメント・法務	人材育成	DX	財務・会計
中野義久	代表取締役社長 執行役員	○	○			○	○	○	
小川達也	取締役副社長 執行役員	○		○	○	○			○
大山秀樹	取締役専務 執行役員		○			○	○	○	
吉田雅樹	取締役(社外)	○			○	○	○		
丹羽真清	取締役(社外)	○	○	○				○	


(注) 上記は、各人の有するすべての専門性や経験等を表しているものではありません。


### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。


なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1 再任	 <p>ふく い きゅう ぞう 福井久造 (1955年1月19日生)</p>	<p>1977年3月 当社入社 2005年7月 当社情報システム担当部長 2007年3月 当社執行役員 2012年3月 当社情報システム部長 2015年1月 当社情報システム部参与 2015年6月 当社常勤監査役（現任）</p>	4,100株
<p><b>【監査役候補者とした理由】</b> 福井久造氏は、当社において長年にわたり情報システム部門の責任者を務め、当社の業務全般に精通しております。また、スーパーマーケット事業に対する豊富な経験と実績、高い専門性を有しており、2015年6月より当社の常勤監査役として、業務に精通した専門的な立場から監査を実施いただき、引き続き当社の監査機能およびコーポレートガバナンス体制の強化に向けて適切に業務を遂行していただけるものと判断し、監査役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2 再任 社外 独立	 <p data-bbox="269 446 515 526">             かさ まつ えい じ              笠 松 栄 治              (1954年 1 月 6 日生)           </p>	<p>1978年10月 新光監査法人名古屋事務所入所</p> <p>1984年 4 月 笠松栄治公認会計士事務所開設 (現任)</p> <p>1991年 7 月 高浜市代表監査委員</p> <p>2004年 6 月 西濃運輸株式会社 (現セイノーホールディングス株式会社) 社外監査役 (現任)</p> <p>2004年 9 月 税理士法人笠松&amp;パートナーズ代表社員 (現任)</p> <p>2015年 6 月 当社社外監査役 (現任)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;</p> <p>税理士法人笠松&amp;パートナーズ代表社員 セイノーホールディングス株式会社 社外監査役</p>	—
<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b></p> <p>笠松栄治氏は、公認会計士・税理士としての財務および会計に関する専門知識と企業会計に関する豊富な経験と優れた能力、見識を有しております。その豊富な経験と高い見識を活かし、2015年6月より当社の社外監査役として、客観的、中立的な立場から監査を実施いただいております。引き続き当社の監査機能およびコーポレートガバナンス体制の強化に向けて適切に業務を遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。なお、同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、前述の理由により社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3 再任 社外 独立	 よこ い よう こ <b>横井陽子</b> (1970年9月6日生)	1992年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2000年6月 横井公認会計士事務所開設 (現任) 2004年7月 栄監査法人入所 2011年5月 栄監査法人代表社員就任 (現任) 2019年6月 当社社外監査役 (現任) <重要な兼職の状況> 横井公認会計士事務所長 栄監査法人代表社員	—

**【社外監査役候補者とした理由】**

横井陽子氏は、公認会計士・税理士としての財務および会計に関する専門知識と企業会計に関する豊富な経験と優れた能力、見識を有しております。その豊富な経験と高い見識、女性ならではの視点を活かし、客観的、中立的な立場から監査を実施していただくことで、当社の監査機能およびコーポレートガバナンス体制の強化に向けて適切に業務を遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。なお、同氏は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、前述の理由により社外監査役としてその職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 笠松栄治氏および横井陽子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 笠松栄治氏は、現在当社の社外監査役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。  
横井陽子氏は、現在当社の社外監査役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 笠松栄治氏および横井陽子氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 笠松栄治氏および横井陽子氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、両氏が再任された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

# 事業報告

(2022年3月21日から  
2023年3月20日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限が緩和され経済活動が正常化に向かう一方、ウクライナ情勢の長期化、資源価格や原材料価格の高騰、円安による物価の上昇等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

食品小売業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によってもたらされた巣ごもり消費による内食需要が落ち着きを見せてきており、エネルギー価格や物流コストの高騰、相次ぐ値上げによる消費者の節約志向が高まるなど、厳しい経営環境が続いております。

こうした状況のなか、当社はグループ各社と連携を図り、お客様に提供する商品・サービス・接客のレベルを高めるとともに、地域社会への貢献や地球環境に配慮した活動を行っていくことにより、お客様に当社グループの価値を認めていただけるよう、①顧客価値創造の実践、②従業員の成長戦略、③業務改革の断行、④リスクマネジメントの適正化に取り組んでおります。

顧客価値創造の実践では、商品施策におきましては、生鮮食品販売強化に加えて創業100周年記念商品を販売するとともに、“ヤマナカ・フランテならでは商品”の開発・展開に引き続き取り組んでおります。日本食糧新聞社主催「ファベックス惣菜・べんとうグランプリ2023」では、「ギガミックス丼」が最高賞の金賞、「宝石こぼれタワー寿司」が優秀賞を受賞しました。



ギガミックス丼



宝石こぼれタワー寿司

販売施策におきましては、2022年3月にリリースした「ヤマナカ公式アプリ」において、会員カード「グラッチェカード」と連携し、チラシの閲覧やアプリ限定クーポンの提供、タイムリーなお知らせ配信など、様々な情報提供と細やかなサービスを拡大しております。

店舗施策におきましては、2022年7月に大曽根店（名古屋市東区）、9月に安田店（名古屋市昭和区）、11月に大府店（愛知県大府市）をリニューアルオープンし、生鮮・惣菜売場を拡大し、鮮度・品質・産地にこだわった商品を今まで以上に選びやすく、買い回りしやすい売場へと刷新しました。



大曽根店  
お魚屋さんのお寿司

安田店  
「大人の贅沢お子様ランチ」

大府店  
鮮魚売場

大府店  
「ヤマナカならではの商品」

従業員の成長戦略では、入社3年目からチーフになるまでの研修と副店長対象の研修を新設し、パートナー主体の店舗運営に繋がる社員教育を強化しました。また、管理職を対象とした労務研修会を実施しました。

業務改革の断行では、システム導入や更改、デジタル化による業務の見直しを進めており、本部適正人員化による本部生産性の向上についても取り組んでおります。

リスクマネジメントの適正化では、店舗・本社・グループ会社の従業員による合同防災訓練や合同消防訓練、グループ全従業員を対象とした安否確認システム訓練、AED救急講習などを実施しました。

その他、100周年企画として、グラッチェVIP会員様への特別ギフトの送付を開始しました。また、8月15日には御園座にて「ヤマナカ100周年特別企画超歌舞伎2022ご招待キャンペーン」を開催し、抽選で500組1,000名様をご招待しました。更に、当社の取り組みをより多くの方にお伝えするため、2月7日の創業記念日に当社初となる「ヤマナカ統合報告書2022」を発行し、ホームページに掲載しました。

地域社会・環境施策におきましては、東山動植物園と動物スポンサー協定を締結し、「ツシヤママネコ」の動物スポンサーに認定されました。また、ひとり親や生活困窮家庭などにクリスマスケーキを贈る「愛知子ども応援プロジェクト」に協力しました。更に、当社でのESG活動内容について、株式会社名古屋銀行、株式会社三菱UFJ銀行とポジティブ・インパクト・ファイナンス契約を締結し評価を取得しました。

以上のような施策の実践により、当連結会計年度における経営成績は、前期の巣ごもり需要の反動や物価高騰による節約志向のなか、売上高に営業収入を加えた営業収益は866億57百万円（前連結会計年度963億82百万円）となりました。前連結会計年度と比較し97億24百万円減少しております。このうち当連結会計年度の期首から、売上をいつ、どのように計上するかを明確にした会計基準である収益認識基準等を適用したことにより64億83百万円減少しております。利益面においては、商品ロス増加や値入低下により粗利益高が十分確保できなかったこと、またエネルギー価格上昇により著しく電気代が高騰したことから、営業利益は32百万円（前連結会計年度10億72百万円）、経常利益は1億73百万円（前連結会計年度12億20百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は6億56百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益7億21百万円）となりました。当連結会計年度の期首から収益認識基準等を適用したことによる影響額は、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純損失については軽微であります。

なお、セグメント別の実績については、当社グループは「小売事業及び小売周辺事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## （2）設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、9億69百万円であります。

その主な設備投資の内容は、大曽根店、安田店、大府店など既存店活性化のための改装投資、セルフ精算レジの導入などのシステム投資であります。

## （3）資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く状況は、少子高齢化による小売業全体の市場規模縮小に加え、ドラッグストアやネット通販など業種・業態を越えた販売競争や他エリアからの同業の進出など競争が激化するとともに、原油価格上昇による光熱費高騰、商品・原材料の仕入れ価格の上昇、人手不足や最低賃金の上昇による人件費の増加など経営環境は厳しさを増しております。また、ウクライナ情勢を受けた世界経済の見通しの悪化、エネルギー価格の高騰や円安進行による物価高などにより、経済活動の停滞や景気の冷え込みが続くことが懸念されます。

こうした状況のなか、当社グループは、2024年3月期を最終年度とする中期3ヵ年計画において、成長戦略として持続的成長のための好循環を創出すべく、①顧客価値創造の実践、②従業員の成長戦略、③業務改革の断行、④リスクマネジメントの適正化に引き続き取り組んでまいります。

顧客価値創造の実践への取り組みでは、ヤマナカ・フランテでしか購入できないお客様がワクワクドキドキと心躍る“ヤマナカ・フランテならではの商品”の拡大、大型改装や最新フォーマットの既存店への導入などによる生鮮・デリカ部門の強化、101周年記念企画として「得々+」や「増量セール」の実施、ヤマナカ公式アプリを通じたグラッチェカード会員様向けデジタル販促や店舗とお客様のお手元までのラストワンマイル対応としてダイレクトマーケティングに取り組み、皆様の「健康」で「豊か」で「笑顔」あふれる「幸せ」な日常生活に貢献できるよう取り組んでまいります。

従業員の成長戦略への取り組みでは、店舗従業員、特にパートナーを主体とする店舗運営を推進するためのOJT教育を行う社員教育の充実、若手社員抜擢・女性社員活躍・シニア社員活性化の体系的な取り組み、改善提案表彰などの社内表彰制度の改訂など、従業員の能力開発や評価・処遇の整備に取り組んでまいります。また、当社グループ全体で「健康経営」を推進し、従業員一人ひとりがいきいきと働き、心身ともに健康で楽しく仕事ができる職場環境の整備に取り組んでまいります。

業務改革の断行への取り組みでは、店舗での最新設備・什器の導入による業務の簡素化、システム導入・更改およびデジタル化によるペーパーレス推進、本部適正人員化による本部生産性の向上に取り組んでまいります。

リスクマネジメントの適正化への取り組みでは、個人情報管理、南海トラフ地震、新型コロナウイルス感染症、資源や原材料などの価格高騰や金利上昇への対応を進めてまいります。

また、地球温暖化防止、廃棄物削減などの環境保全の取り組みや、地域防災協定の締結、ホスピタリティの発揮など地域のお客様と共に発展するための社会貢献活動に積極的に取り組むとともに、社会から信頼される企業として法令・社会規範の遵守や積極的な情報公開に努めるなど地球環境・地域社会にやさしい企業グループを目指し、「ESG活動」に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

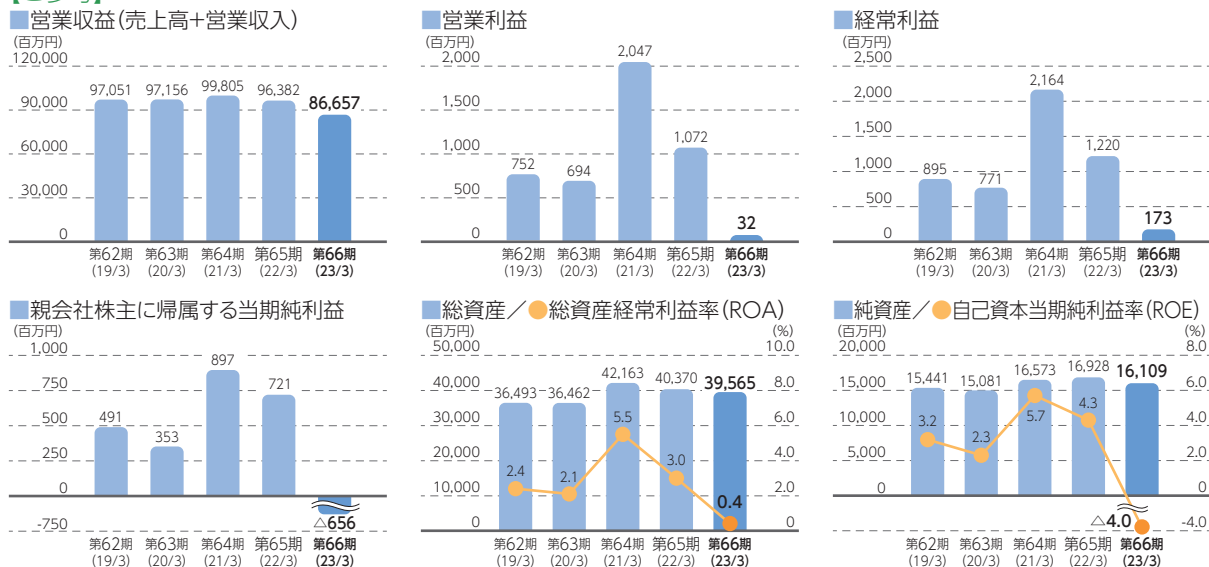
## (5) 財産および損益の状況の推移

区分	期別	第 63 期	第 64 期	第 65 期	第 66 期
		2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	(当連結会計年度) 2023年3月期
営業収益 (百万円)		97,156	99,805	96,382	86,657
経常利益 (百万円)		771	2,164	1,220	173
親会社株主に帰属する当期 純利益または親会社株主に 帰属する当期純損失(△)		353	897	721	△656
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)		18円46銭	46円85銭	37円66銭	△34円19銭
総資産 (百万円)		36,462	42,163	40,370	39,565
純資産 (百万円)		15,081	16,573	16,928	16,109
1株当たり純資産額		787円37銭	865円22銭	883円55銭	836円73銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額については、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算出しております。

2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

### 【ご参考】



## (6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
プレミアムサポート株式会社	30	100.0	店舗・設備等の管理メンテナン スおよびスポーツクラブの運営
サンデイリー株式会社	31	100.0	日配品・米飯類の製造・販売 および店舗等の賃貸

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、食品スーパーマーケット事業を中核とする小売事業およびそれに附帯する小売周辺事業を営んでおります。

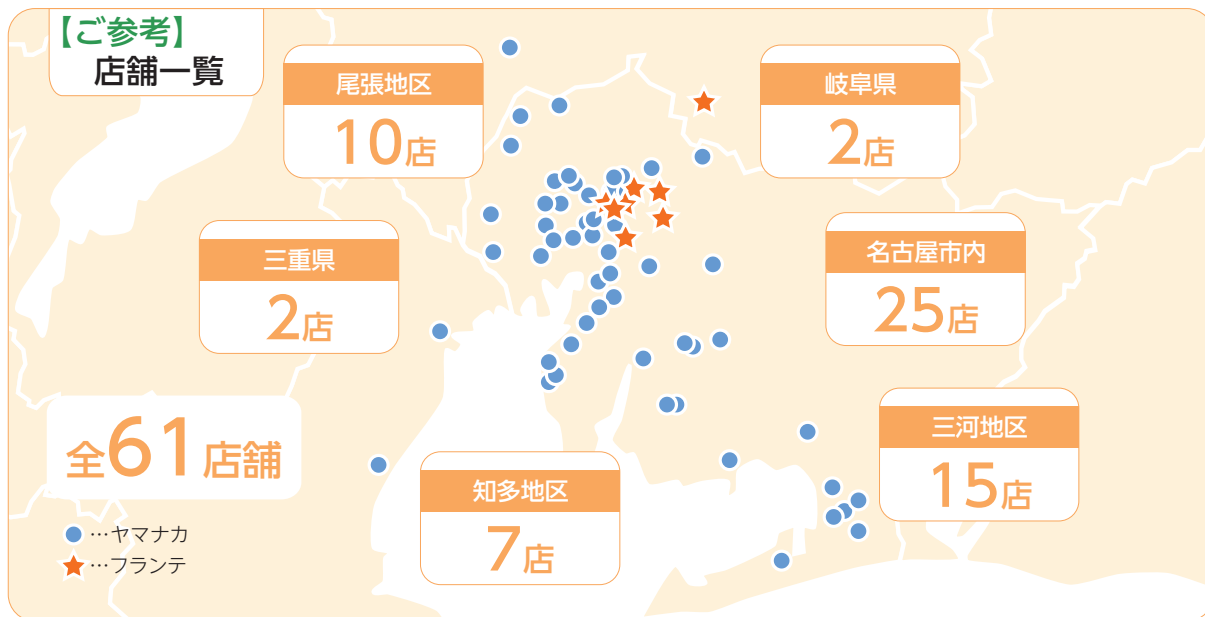
## (8) 主要な事業所

### ①当 社

本 社 名古屋市中村区  
 物 流 セ ン タ ー 大府東海物流センター（愛知県東海市）  
 生 鮮 加 工 セ ン タ ー しおなぎ生鮮センター（名古屋市港区）  
 店 舗 61店舗

所在地	店 舗 名	店舗数
愛知県	八事フランチ・覚王山フランチ・富士見台フランチ・白壁フランチ 極楽フランチ・四軒家フランチ・勝川フランチ・八田フランチ館 西枇フランチ館・白土フランチ館・一宮フランチ館・安城フランチ館 豊橋フランチ館・汐田フランチ館・赤岩フランチ館・アルテ岡崎北 アルテ新舞子・新中島店・大府店・アステイ店 稲葉地店・大曾根店・小田井店・柴田店 清水店・庄内通店・滝ノ水店・つるまい店 則武店・日比野店・松原店・瑞穂店 みなと当知店・安田店・神守店・パディー店 追進店・味美店・鳥居松店・共栄店 東海店・高横須賀店・粕谷台店・知多店 常滑青海店・豊田陣中店・高浜店・新安城店 西尾下町店・西尾寄住店・形原店・御油店 西羽田店・二川店・田原店・太平通店 アイビー長久手店	57店舗
三重県	四日市富田フランチ館・アルテ津新町	2店舗
岐阜県	多治見フランチ・忠節フランチ館	2店舗





ヤマナカ



フランテ

## ②主要な子会社

会社名	本社
プレミアムサポート株式会社	名古屋市緑区
サンデイリー株式会社	愛知県安城市

## (9) 従業員の状況

### ①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
840名 (2,490名)	26名減 (157名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、パート社員等の数は ( ) に年間の平均雇用人員を8時間換算により外書で記載しております。

### ②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
759名 (2,248名)	22名減 (154名減)	46.6歳	22.6年

(注) 1. 従業員数には、関係会社等への出向者 (13名) および臨時雇用者を含んでおりません。  
2. 従業員数は就業人員であり、パート社員等の数は ( ) に年間の平均雇用人員を8時間換算により外書で記載しております。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	4,837
株式会社みずほ銀行	2,410
株式会社三井住友銀行	947
株式会社名古屋銀行	775
三井住友信託銀行株式会社	520

(注) 上記借入金残高には、当連結会計年度末の下記社債残高が含まれております。

株式会社三菱UFJ銀行適格機関投資家限定無担保社債	900百万円
株式会社みずほ銀行保証付および適格機関投資家限定無担保社債	1,535百万円

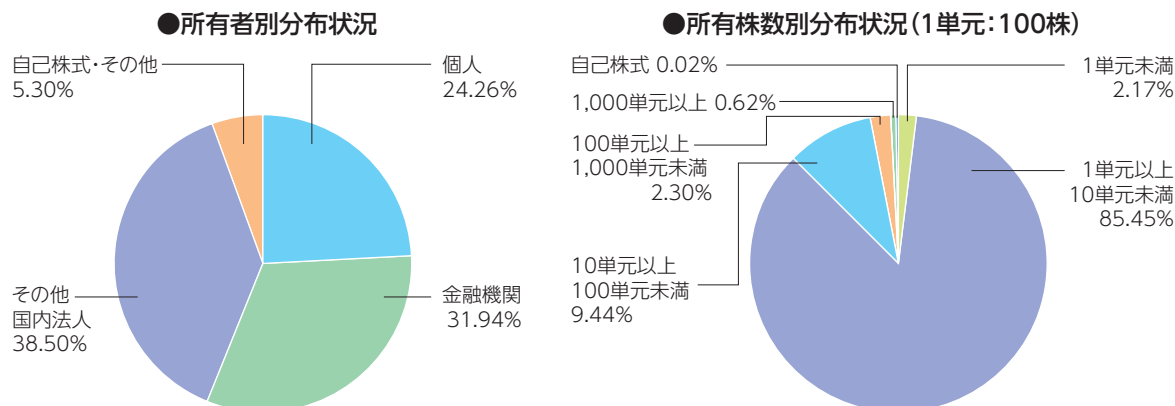
## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 20,425,218株 (自己株式1,080,197株を含む)  
 (3) 株主数 5,170名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
ヤマナカ共栄会	2,472,231	12.77
株式会社なかの	2,127,260	10.99
株式会社三菱UFJ銀行	962,044	4.97
株式会社みずほ銀行	888,534	4.59
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	815,900	4.21
セコム損害保険株式会社	599,294	3.09
三井住友信託銀行株式会社	514,800	2.66
第一生命保険株式会社	488,000	2.52
株式会社名古屋銀行	459,294	2.37
小 出 長 徳	404,300	2.08

- (注) 1. 当社は、自己株式1,080,197株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
 2. 2016年8月より当社の取締役 (社外取締役を除きます) に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」を導入しております。なお自己株式には、株式給付信託 (BBT) 導入において設定した、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する92,700株を含んでおりません。

### 【ご参考】 株式分布状況



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

(2023年3月20日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	中野義久	
取締役副社長 副社長執行役員	小川達也	
取締役 専務執行役員	大山秀樹	本部長
取締役	吉田雅樹	名古屋青果株式会社相談役 学校法人名古屋合唱団理事長 名古屋音楽学校名誉学校長
取締役	丹羽真清	一般社団法人食と農の生命科学研究会代表理事 公益財団法人日本ヘルスケア協会理事 一般社団法人日本アマニ協会理事 デザイナーフーズ株式会社顧問 株式会社アグリガーデンスクール&アカデミー 取締役
常勤監査役	福井久造	
監査役	笠松栄治	税理士法人笠松&パートナーズ代表社員 セイノーホールディングス株式会社社外監査役
監査役	横井陽子	栄監査法人代表社員 横井公認会計士事務所長

- (注) 1. 取締役 吉田雅樹氏および取締役 丹羽真清氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役 笠松栄治氏および監査役 横井陽子氏は、社外監査役であります。  
3. 取締役 吉田雅樹氏、取締役 丹羽真清氏、監査役 笠松栄治氏および監査役 横井陽子氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。  
4. 監査役 笠松栄治氏および監査役 横井陽子氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等をこれにより填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

### (3) 取締役および監査役の報酬等の総額

#### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めております。その概要は以下のとおりです。

当社取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的に取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期業績連動報酬および長期インセンティブ型報酬である業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」から構成され、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしております。

基本報酬は、月例の固定報酬とし、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、役位毎の職責に応じて定めることを基本としております。

短期業績連動報酬は、会社の業績達成度合いを反映した金銭報酬とし、各取締役の業績に対する貢献度・成果を每期評価して算出された額を一定の時期に支給することを基本とし、目標となる指標とその値は、中期3カ年計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うこととしております。

業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」は、役位およびあらかじめ定められた中期3カ年計画に基づく業績指標の達成度等に応じて、各取締役に対して每期ポイントが付与され、退任時にポイント数に応じて株式を支給し、一定割合については金銭での支給としております。

なお、決定方針は、指名・報酬委員会において審議・承認し、指名・報酬委員会の承認内容を尊重して、取締役会が決定しております。

当社では、取締役の報酬配分を決定するに当たって、透明性・客観性を確保するために、取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役会に各取締役の業績評価と報酬額を答申する手続きを経た上で、取締役会の決議に基づき報酬額を決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能させる観点から、各取締役の役位、職責等を勘案して決定しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

(指名・報酬委員会)

当社は、取締役、監査役の指名、報酬に係る決定プロセスの透明性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会の委員は、取締役会の決議によって選任された5名の委員で構成し、その中の3名は独立社外役員としております。

指名・報酬委員会の委員長は、委員の中から取締役会の決議によって選定しております。

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、主に次の事項について審議をし、取締役会へ答申をしております。

- ・取締役、監査役候補者の選任または解任を行うにあたっての方針および手続きに関する事項
- ・株主総会に付議する取締役、監査役候補者の選任または解任に関する事項
- ・代表取締役および役付取締役の選定または解職に関する事項
- ・当社連結子会社の代表取締役候補者の選任または解任に関する事項
- ・取締役の報酬を決定するにあたっての方針および手続きに関する事項
- ・取締役の報酬に係る制度設計に関する事項
- ・取締役の個人別の報酬等の内容に関する事項
- ・当社連結子会社の代表取締役の報酬等の内容に関する事項
- ・代表取締役社長等の後継者計画に関する事項
- ・その他、指名・報酬委員会が必要と認めた事項

## ②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等の額は、2005年6月15日開催の第48回定時株主総会において報酬限度額は年額170百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人相当額は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

上記報酬等の他、取締役（社外取締役を除く）に対しては、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。本制度につきましては、2016年6月14日開催の第59回定時株主総会において、上記報酬等限度額とは別枠で決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2003年6月17日開催の第46回定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

### ③取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬		株式報酬	
		基本報酬	業績連動報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	101	82	19	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	13	13	—	—	1
社外取締役	9	9	—	—	2
社外監査役	10	10	—	—	2

- (注) 1. 金銭報酬の業績連動報酬は、前連結会計年度の連結当期純利益の達成度等を業績指標としております。前連結会計年度の連結当期純利益は721百万円となりました。
2. 株式報酬の業績連動報酬は、当連結会計年度の連結売上高、連結営業利益、連結ROEの達成度等を業績指標としております。当連結会計年度の連結売上高は84,493百万円、連結営業利益は32百万円、連結ROEは△4.0%となりました。なお、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」に基づき、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額はありません。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	吉 田 雅 樹	名古屋青果株式会社の相談役、学校法人名古屋合唱団の理事長および名古屋音楽学校の名誉学校長を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には、特別な関係はありません。
社外取締役	丹 羽 真 清	一般社団法人食と農の生命科学研究会の代表理事、公益財団法人日本ヘルスケア協会の理事、一般社団法人日本アマニ協会の理事、デザイナーフーズ株式会社の顧問および株式会社アグリガーデンスクール&アカデミー取締役を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には、特別な関係はありません。
社外監査役	笠 松 栄 治	税理士法人笠松&パートナーズの代表社員およびセイノーホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には、特別な関係はありません。
社外監査役	横 井 陽 子	栄監査法人の代表社員および横井公認会計士事務所の所長を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には、特別な関係はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	吉 田 雅 樹	取締役会は18回開催され、そのすべてに出席し、会社経営者としての豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜意見を述べるとともに、経営全般にわたり助言・提言を行っております。また、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長を務め、6回開催のすべてに出席し、公正で透明な委員会運営を主導するとともに、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外取締役	丹 羽 真 清	取締役会は18回開催され、そのすべてに出席し、会社経営者としての豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜意見を述べております。また、取締役会の場において、食と健康の第一人者としての経験を活かし、鮮度管理や商品情報の伝え方などの提言を行っております。また、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会に6回開催のすべてに出席し、公正で透明な委員会運営のために適宜意見を述べるなど、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外監査役	笠 松 栄 治	取締役会は18回開催され、そのすべてに出席し、公認会計士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問するとともに意見を述べております。同じく監査役会は14回開催され、そのうち13回に出席し、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。また、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会に6回開催のすべてに出席し、公正で透明な委員会運営のために助言を行うなど、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外監査役	横 井 陽 子	取締役会は18回開催され、そのすべてに出席し、公認会計士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問するとともに意見を述べております。同じく監査役会は14回開催され、そのすべてに出席し、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。



### ③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の概要、会計監査人の業務遂行状況および報酬見積り算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、マイナポイントに関する合意された手続き業務に係る対価を支払っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

### 【業務の適正を確保するための体制】

業務の適正を確保するための体制の整備について、当社の取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

当社グループは、企業理念を実現するために、以下のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

#### (1) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役および使用人が法令および定款はもとより、社会規範・企業倫理を遵守した行動をとるために当社グループ全体に適用する「企業行動憲章」を定め、周知徹底する。
- ②代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会は、社内規程および管理体制等の基盤整備に努めるとともに、当社グループにおけるコンプライアンスの教育・啓発を実施する。また、当社グループの内部通報制度としてコンプライアンス通報相談窓口を設置し、コンプライアンス違反の早期発見に努める。
- ③社外取締役を複数選任することで、取締役の職務執行に対する監督・監視機能を維持・向上する。
- ④当社の内部監査室は、当社グループにおける内部統制システムの有効性をモニタリングして、適切かつ効果的に遂行されていることを検証する。

#### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①株主総会議事録、取締役会議事録等法定文書のほか、稟議書等取締役の職務の執行に係る重要文書や、職務執行・意思決定に係る情報については、法令および取締役会規程ならびにその他社内規程に基づき適切に保存・管理する。
- ②情報セキュリティに関する規程を整備し、それに基づき責任体制を明確化し、情報資産の安全性および信頼性を確保する。
- ③取締役の職務執行に係る情報は、取締役および監査役等から要求のあった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

#### (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループのリスク管理に関する事項を統括する組織として代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会を設置し、当社グループを取り巻くリスクの特定およびリスクの顕在化を防止するための手続きや体制ならびにリスクが顕在化した場合の対応方針や体制整備に関する重要事項を決定する。

- ②事業活動に伴う各種のリスクについては、各主管部署ならびに当社グループ各社のリスク責任者を中心に評価・対応を行い、当社グループ全般に係るリスクについてはリスク管理委員会で対応する。
- ③緊急事態に備えて早期復旧戦略と代替戦略を記載した事業継続計画（BCP）を策定し、重要業務の中断による業績・信用低下のリスク軽減を図る。また、事業継続計画は定期的に内容を見直すとともに定期的な訓練実施により周知を図る。

#### **(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ①当社グループ各社は、取締役会を定期的開催し経営に係る重要事項の決定および相互に取締役の職務執行の監督を行う。
- ②当社は、執行役員制度を導入し取締役会の意思決定機能と監督機能の強化および職務執行の効率化を推進する。
- ③執行役員および当社グループの業務執行責任者は、当社グループ中期経営計画および年度事業計画達成のため、それぞれの業務計画を策定し機動的に執行する。
- ④当社グループ各社は、業務の簡素化、組織のスリム化およびITの適切な利用を通じて、業務の効率化を推進する。

#### **(5) 当社グループの取締役の職務の執行に係る当社への報告に関する体制ならびに当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

- ①当社グループの総合的な事業の発展を図るため、各社の経営課題解決のための積極的支援など連結経営管理基盤を体系的に整備する。
- ②グループ会社に対して原則として取締役および監査役を派遣し、各社における職務の執行が法令および定款に適合するよう監督、監査する。
- ③グループ会社における経営の独立性を尊重しつつ、グループ会社の管理に関する規程に基づき、各社の営業成績、財務状況など重要な情報について当社への定期的な報告を求める。
- ④当社の内部監査室は、業務の適正性に関して当社およびグループ各社を定期的に監査し、内部統制の有効性と妥当性を確保する。また、監査の結果については取締役会および監査役会に報告する。

#### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ①監査役より要請あるときはその求めに応じ、監査役の業務を補助する使用人として適切な人材を配置する。
- ②当該使用人は、他部署の使用人を兼務せずもっぱら監査役の指揮命令に従うこととする。
- ③当該使用人の任命、異動、処遇については、監査役会の同意を得た上で決定する。

**(7) 当社グループの取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制**

- ①当社グループの取締役および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を実施する。
- ②当社グループの取締役および使用人は、法令等の違反行為および当社グループの業績、信用に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第直ちに当社監査役に報告する。
- ③当社グループ共通のコンプライアンス通報相談窓口で受け付けた重要情報については、事実確認した上で迅速に当社監査役に報告する。
- ④当社の内部監査室および人事総務チーム等は、定期的に当社監査役に当社グループにおける内部統制、コンプライアンス、リスク管理等の現況を報告する。

**(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ①当社グループは、当社監査役へ報告を行った者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨を周知するとともに、報告された情報については厳重に管理する。

**(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

- ①監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除いて、速やかに当該費用または債務を処理する。

**(10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

- ①代表取締役は監査役と相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換を実施する。
- ②監査役は効率的な監査を行うため、内部監査室と定期的に協議および意見交換を実施し、必要に応じて調査・報告を求めることができる。
- ③監査役は月1回監査役会を開催し、監査実施状況について情報交換および協議を行うとともに会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

**(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ①当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務諸表等が適正に作成されるシステムおよび体制が有効に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法およびその他関係法令等に対する適合性を確保する。

## (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備に関する体制

- ①当社グループは、「企業行動憲章」に基づき社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。
- ②これら反社会的勢力による不当要求等に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

### 【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制を運用しております。

本年度の主な取組状況は以下のとおりであります。

#### 《法令遵守体制》

- ・当社グループの普遍的な企業の価値観、存在意義を「企業理念」として定め、「企業行動憲章」を実践し、「顧客価値創造」の実現に向けて一丸となって取り組むことを、当社グループ全体に周知した。
- ・内部通報事案に対して事実確認・対応・再発防止を実施するとともに、重要事項については適宜、代表取締役社長および監査役に報告した。

#### 《情報保存管理体制》

- ・株主総会議事録、取締役会議事録ならびに決裁稟議書等は、「文書取扱規程」に基づき所定場所にて管理し、業務の効率性を図った。
- ・サイバー攻撃や標的型攻撃メールに対する情報セキュリティ対策および教育を実施し、情報資産の保護を図った。

#### 《損失危機管理体制》

- ・リスク管理委員会を年3回開催し、リスクマネジメントの適正化について協議を重ね、社内外に潜むリスクを把握し、リスクを起こさせない、もしくは最小化させるための対処方法を決定、可視化させました。引き続き適切なリスクに対応をすべく体制を整備してまいります。

### ＜効率性確保体制＞

- ・取締役会を18回（定例取締役会：13回、臨時取締役会：5回）開催し、経営方針・経営戦略など重要事項について意思決定した。
- ・会議の効率的な運営、議案の徹底した議論の実施、顧客価値創造実践の徹底・定着等を図るため、ウィークリーミーティングを隔週1回開催することにより、経営の意思決定と業務執行の迅速化を図った。
- ・取締役会は取締役の職務執行を監督するため、各取締役から月度の業務執行状況に関して報告を受け、その内容を取締役会議事録に記録した。
- ・取締役会は、主要な組織に執行役員を配置し、迅速かつ適切な経営判断を実施した。

### ＜企業集団内部統制＞

- ・取締役会は、グループ各社の月次業績について報告を受けるとともに、当社グループの経営目標と進捗状況、経営課題およびその対策について審議し意思決定した。
- ・内部監査室は、グループ各社に対して全社的な内部統制に基づく評価を実施し、その結果を取締役会および監査役会に報告した。
- ・リスク管理委員会において連結子会社各社社長が参加し、課題共有・意見交換実施と各社リスクの特定・対応・評価報告を実施した。

### ＜財務報告内部統制＞

- ・取締役会は、本年度内部統制活動の事業拠点および業務プロセスの評価範囲について決議し、それに基づき整備評価および運用評価を実施した。

### ＜監査役監査の実効性確保体制＞

- ・監査役会を14回開催し、監査実施状況について情報交換および協議した。
- ・監査役会は、四半期毎に会計監査人と会計監査に関する意見交換を実施した。
- ・監査役は、代表取締役社長および業務執行責任者と定期的な意見交換を実施した。
- ・監査役は、取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要会議に出席した。
- ・監査役は、専任の監査役スタッフ1名を継続して配置し、監査役監査の実効性向上と監査職務の円滑遂行を図った。
- ・監査役は、内部監査室から内部監査計画その他モニタリングの実践計画およびその実施状況について、適時かつ適切な報告を受けた。

---

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2023年3月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,048</b>	<b>流動負債</b>	<b>12,816</b>
現金及び預金	3,455	買掛金	4,896
売掛金	1,292	短期借入金	200
商品及び製品	2,591	一年内償還予定社債	700
仕掛品	0	一年内返済予定長期借入金	2,797
原材料及び貯蔵品	74	未払金	984
未収還付法人税等	26	未払費用	1,039
その他	1,607	未払法人税等	3
貸倒引当金	△0	与引当金	307
<b>固定資産</b>	<b>30,495</b>	契約負債	1,591
<b>有形固定資産</b>	<b>21,610</b>	その他	297
建物及び構築物	7,126	<b>固定負債</b>	<b>10,639</b>
機械装置及び車輛運搬具	384	社債	1,735
器具及び備品	528	長期借入金	5,952
土地	13,068	リース債務	298
リース資産	384	預り保証金	845
建設仮勘定	117	繰延税金負債	289
<b>無形固定資産</b>	<b>745</b>	役員株式給付引当金	67
借地権	242	資産除去債務	1,316
ソフトウェア	468	その他	134
その他	33	<b>負債合計</b>	<b>23,456</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,139</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	2,802	<b>株主資本</b>	<b>15,088</b>
差入保証金	4,319	資本	4,220
繰延税金資産	4	資本剰余金	6,538
退職給付に係る資産	708	利益剰余金	6,220
その他	352	自己株式	△1,891
貸倒引当金	△48	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,020</b>
<b>繰延資産</b>	<b>22</b>	<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>897</b>
社債発行費	22	<b>退職給付に係る調整累計額</b>	<b>123</b>
<b>資産合計</b>	<b>39,565</b>	<b>純資産合計</b>	<b>16,109</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>39,565</b>

## 連結損益計算書

(2022年3月21日から  
2023年3月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		84,493
売上原価		60,589
営業利益		23,903
営業収入		2,164
営業総収入		26,067
販売費及び一般管理費		26,035
営業利益		32
営業外収益		
受取利息及び配当金	72	
持分法による投資収入	1	
情報提供料	59	
補助金の収入	32	
その他	71	
営業外費用		238
支払利息	59	
社債発行費	13	
支払保証料	10	
その他	13	
経常利益		97
特別損失		173
固定資産除却損	54	
減損損失	773	
税金等調整前当期純損失(△)		△654
法人税、住民税及び事業税	89	
法人税等調整額	△87	
当期純損失(△)		△656
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△656



## 連結株主資本等変動計算書

(2022年3月21日から  
2023年3月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,220	6,538	7,092	△1,958	15,892
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	0	-	0
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,220	6,538	7,093	△1,958	15,893
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	-	-	△212	-	△212
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	-	-	△656	-	△656
自己株式の取得	-	-	-	△0	△0
自己株式の処分	-	-	△3	61	57
株式給付信託に対する自己株式の処分	-	-	-	6	6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	△872	67	△804
当 期 末 残 高	4,220	6,538	6,220	△1,891	15,088

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	850	186	1,036	16,928
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	0
会計方針の変更を反映した当期首残高	850	186	1,036	16,929
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	-	-	-	△212
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	-	-	-	△656
自己株式の取得	-	-	-	△0
自己株式の処分	-	-	-	57
株式給付信託に対する自己株式の処分	-	-	-	6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	47	△62	△15	△15
当期変動額合計	47	△62	△15	△820
当 期 末 残 高	897	123	1,020	16,109

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は、プレミアムサポート株式会社、サンデイリー株式会社の2社となっております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社は、新安城商業開発株式会社の1社となっております。なお、アステイ開発株式会社は小規模会社であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用から除いております。

(3) 連結子会社の期末決算日等に関する事項

すべての連結子会社の決算末日は、連結決算日と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

①資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等  
以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

主として売価還元法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ただし、生鮮加工センター等の商品は、最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）は定額法。その他の資産は定率法。

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

主な耐用年数

建物及び構築物

8年～39年

器具及び備品

5年～10年

無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
③引当金の計上基準	
貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員及びパート社員の賞与の支払に充てるために、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。
役員株式給付引当金	役員株式給付規程に基づく役員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
④収益及び費用の計上基準	
当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。	
商品の販売に係る収益認識	当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主にスーパーマーケット事業における商品の販売によるものであり、これら商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。販売における対価は、履行義務の充足時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。 なお、商品の販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。
当社が運営するポイント制度に係る収益認識	当社が運営するポイント制度に係る収益は、会員に付与したポイントを履行義務と識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

## サービスに係る収益認識

サービスに係る収益には、主に連結子会社が営む設備メンテナンスやスポーツクラブ事業の会費などが含まれております。これらの収益のうち、一定期間にわたって履行義務が充足される役務による収益については、主に日常的又は反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受すると考えられるため、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。一定の期間にわたり充足されるものではない場合には、一時点で充足される履行義務として役務の提供が完了した時点で収益を認識しております。サービスの提供における対価は、履行義務の充足時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

## ⑤退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

### 1. 代理人取引に係る収益認識

消化仕入に係る収益について、従来は総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。この変更により、前連結会計年度の連結損益計算書において、「売上高」として計上していたものを、「営業収入」として計上しております。

### 2. 配送代行料収入

当社の物流センターに納品される商品を分荷し店舗へ配送する対価として、従来は仕入先から受け取る対価を配送代行料収入として「営業収入」に計上しておりましたが、商品に対する支配の移転時期、商品の納入とその配送サービスに関する関連性を総合的に勘案した結果、「売上原価」から控除する方法に変更しております。

### 3. 自社ポイント制度に係る収益認識

従来は付与したポイントの使用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、当該引当額及び使用されたポイントを費用として計上しておりましたが、付与したポイントについて将来の失効見込み等を考慮し、算定されたポイントの独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。この変更により、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「ポイント引当金」及び「その他」に含まれている「預り金」の一部として計上していたものを、失効見込額を控除したうえで「契約負債」として計上するとともに、「販売費及び一般管理費」として計上していたものを「売上高」より控除しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、従前の会計処理と比較して、当連結会計年度の営業収益は64億83百万円減少し、売上原価は53億33百万円減少し、販売費及び一般管理費は11億49百万円減少し、営業利益、経常利益はそれぞれ0百万円減少し、税金等調整当期純損失は0百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は0百万円増加しております。なお、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度に係る連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 重要な会計上の見積り

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
減損損失	773
有形固定資産	21,610

有形固定資産のうち、21,405百万円はスーパーマーケット事業の計上額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①減損損失の金額の算出方法

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としたグループングを行っております。

賃貸物件、遊休資産についても個々の資産単位を1グループとしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗又は工場、賃貸物件及び市場価額が帳簿価額より下落している遊休資産については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額で算定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローを当社の加重平均資本コストを基礎として見積もった割引率で割り引いた現在価値で算定しております。正味売却価額は、鑑定評価額もしくは一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を基礎として合理的に算定された金額から処分見込費用を控除して算定しております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

新規出店店舗などの合理的な事業計画の策定にあたっては、店舗ごとの平均客数・平均単価・粗利益率・店舗人員数、成長率等につき、仮定を含む見積りを用いて策定されております。

また、将来キャッシュ・フローについては、過去のキャッシュ・フロー実績・経営環境・周辺環境等を考慮して見積もっております。

なお、予め合理的な事業計画が策定されている新規出店店舗などにつき、当初事業計画に比し実績値が著しく下方乖離するなど減損の兆候を識別し、新たに合理的な事業計画を策定した場合には、当該変更後の事業計画に基づき将来キャッシュ・フローを見積もっております。

当連結会計年度における、エネルギー価格の上昇による著しい電気代の高騰についても、将来キャッシュ・フローの見積りに反映させております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記仮定を含む見積りは、将来の不確実な市場動向等によって、影響を受ける可能性があり、実際に発生した金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度に新たな減損の兆候の判定及び認識が生じる可能性があり、同期間における連結計算書類において、固定資産の減損の金額に重要な影響を与える可能性があります。

。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	定期預金	63百万円
	建物及び構築物	456百万円
	土地	3,862百万円
	計	4,382百万円
②担保に係る債務	一年内償還予定社債 (銀行保証付無担保社債)	100百万円
	一年内返済予定長期借入金	200百万円
	社債(銀行保証付無担保社債)	700百万円
	長期借入金	1,850百万円
	預り保証金	63百万円
	計	2,913百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		28,000百万円

##### (3) 保証債務

連結子会社以外の関連会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

新京城商業開発株式会社 103百万円

##### (4) 偶発債務

既存店舗の賃料契約更新において、賃貸人より2022年8月25日付で賃料増額調停申立書を受領しました。

これは、当社及び賃貸人の双方が主張する賃料に差額が生じたもので、その金額は当連結会計年度末において31百万円であります。当賃料増額調停において当社の主張する賃料は合理的に算出したもので、弁護士と対応してまいりましたが、調停は不成立となり終了しました。今後につきましては、引き続き弁護士と協議の上対応してまいります。

##### (5) 財務制限条項

当社の借入金のうち、タームローン契約(契約日2018年3月30日、借入金残高800百万円)には財務制限条項がついており、下記の条項に抵触した場合、契約上すべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- ①2018年3月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2017年3月期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ②2018年3月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、営業損益が2期連続して損失とならないようにする。
- ③なお、当該借入金については、契約期限(2023年3月31日)に返済しており、残高はありません。

## 5. 連結損益計算書に関する注記

### (1) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
店舗	土地、建物等	愛知県 13物件	773
		岐阜県 1物件	
遊休資産	土地	岐阜県 1物件	0

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としたグルーピングを行っております。

賃貸物件、遊休資産についても個々の資産単位を1グループとしております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗又は工場、賃貸物件及び市場価額が帳簿価額より下落している遊休資産については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額の評価に当たっては、使用価値又は正味売却価額により測定しております。使用価値については将来キャッシュ・フローが見込めないため、具体的な割引率の算定は行わず、備忘価額をもって評価しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 20,425,218株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	1,265,177	40	92,320	1,172,897

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、「株式給付信託 (B B T)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式 (当連結会計年度期首102,800株、当連結会計年度末92,700株) が含まれております。

2. 変動事由の概要

単元未満株式の買取による増加	40株
株式給付信託 (B B T) の給付による減少	10,100株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	82,220株



### (3) 配当に関する事項

#### ①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月15日 定時株主総会	普通株式	134	7.00	2022年3月20日	2022年6月16日
2022年10月24日 取締役会	普通株式	77	4.00	2022年9月20日	2022年12月1日

- (注) 1. 2022年6月15日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が保有する自社の株式に対する配当金0百万円が含まれております。
2. 2022年10月24日開催の取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が保有する自社の株式に対する配当金0百万円が含まれております。

#### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年6月14日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

1. 配当金の総額 77百万円
2. 1株当たり配当額 4.00円
3. 基準日 2023年3月20日
4. 効力発生日 2023年6月15日

- (注) 1. 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。
2. 配当金の総額は、当社の配当予定金額の総額であります。
3. 配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が保有する自社の株式に対する配当金0百万円が含まれております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループの資金調達は、グループCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるグループ資金の有効活用を図る一方、店舗開設等のための設備投資計画に基づき、必要な資金を銀行借入や社債発行又はリース取引により調達しております。

また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格変動リスクに晒されております。

賃貸物件において預託している差入保証金は取引先企業等の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金、社債及びリース債務は、主に店舗の設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は概ね5年以内であります。

預り保証金は、主として当社店舗へ出店しているテナントからの預り金であり、契約満了時に返還が必要になります。

#### ③金融商品に係るリスクの管理体制

##### ・信用リスクの管理

売掛金や差入保証金については、取引先の状況をモニタリングし、回収懸念を早期に把握する体制をとっております。また、貸倒引当金計上基準に従い、回収可能性を吟味して、必要な貸倒引当金を計上しております。

##### ・市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

##### ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

グループCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるグループ資金の有効活用を図るとともに、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額のない場合には、合理的に算定された金額が含まれております。金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券			
その他有価証券	2,062	2,062	-
② 差入保証金（一年内回収予定のものを含む）	4,406	4,184	△221
貸倒引当金(※2)	△15	△15	-
資 産 計	6,452	6,231	△221
① 社債（一年内償還予定含む）	2,435	2,406	△28
② 長期借入金（一年内返済予定含む）	8,750	8,758	8
③ リース債務（一年内返済予定のものを含む）	460	457	△3
④ 預り保証金（一年内返済予定のものを含む）	852	843	△8
負 債 計	12,497	12,465	△32

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 以下の金融商品は、市場価格がないことから、「①投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	714
非連結子会社及び関連会社株式	25

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区 分	1年内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,455	-	-	-
売掛金	1,292	-	-	-
差入保証金	86	2,021	568	1,729

(注2)長期借入金及びその他の有利子負債の償還予定額

(単位：百万円)

区 分	1年内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	700	1,010	225	100	100	300
長期借入金	2,797	1,685	1,430	1,210	577	1,050
リース債務	162	120	84	59	31	2

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外のインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	2,062	-	-	2,062
差入保証金	-	1,007	-	1,007
資産合計	2,062	1,007	-	3,069

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	3,177	-	3,177
資産合計	-	3,177	-	3,177
社債 (1年内償還予定を含む)	-	2,406	-	2,406
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	-	8,758	-	8,758
リース債務	-	457	-	457
預り保証金	-	843	-	843
負債合計	-	12,465	-	12,465

(注)時価の算定を用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価の算定は、返還予定時期ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標の利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

社債（1年内償還予定を含む）、長期借入金（1年内返済予定を含む）、リース債務

これらの時価の算定方法は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しておりレベル2の時価に分類しております。

預り保証金

預り保証金の時価の算定は、返還予定時期ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識関係

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、小売事業及び小売周辺事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

当連結会計年度	
売上高	
生鮮食料品	55,993
グロースリー	24,716
リビング・衣料品	3,640
その他	142
小計	84,493
営業収入	2,164
合計	86,657

(注) 1. 売上高のその他は、連結子会社が営む設備等の管理メンテナンス事業の売上等であります。

2. 営業収入は、小売事業に附帯する不動産賃貸収入、消化仕入に係る収益、連結子会社の運営するスポーツクラブ事業の入会金・会費収入等であります。

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：百万円)

当連結会計年度		
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,321	1,292
契約負債	937	1,591

(注) 当連結会計年度において認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は858百万円であります。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 836円73銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 34円19銭  |

# 貸借対照表

(2023年3月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,913</b>	<b>流動負債</b>	<b>12,320</b>
現金及び預金	3,219	買掛金	4,818
売掛金	1,262	一年内償還予定社債	700
商貯蔵品	2,575	一年内返済予定長期借入金	2,797
未収入品	37	未払費用	937
未収戻付法人税金	1,002	未預賞契	960
未関係会社の短期貸付	26	与引当	81
その他引当金	183	固定負債	290
倒引当金	606	社 定 負 債	1,591
<b>固定資産</b>	<b>29,190</b>	長期借入金	142
有形固定資産	20,441	長期一括返済保証金	10,565
建物	6,394	長期一括返済保証金	1,735
構築物	197	長期一括返済保証金	5,952
機械及び装置	361	長期一括返済保証金	243
車両運搬具	0	長期一括返済保証金	945
器具及び備品	521	長期一括返済保証金	228
土地	12,534	長期一括返済保証金	67
建物	316	長期一括返済保証金	1,259
無形固定資産	116	長期一括返済保証金	133
借入地	728	<b>負債合計</b>	<b>22,885</b>
ソフトウエア	234	<b>(純資産の部)</b>	
その他	461	株 主 資 本	14,342
投資その他の資産	33	資 本 本 剰 余 金	4,220
投資有価証券	8,020	資 本 本 剰 余 金	5,766
関係会社株	2,088	利 益 剰 余 金	5,766
関係会社長期貸付	532	利 益 剰 余 金	5,220
保険積立	375	利 益 剰 余 金	570
差入保証金	137	利 益 剰 余 金	4,650
長期前払費用	4,180	利 益 剰 余 金	518
前年払費用	179	利 益 剰 余 金	960
その他引当金	532	利 益 剰 余 金	960
倒引当金	42	利 益 剰 余 金	3,171
繰延資産	△48	自 己 株 式	△864
社債発行費	22	評 価 ・ 換 算 差 額 等	897
資 産 合 計	<b>38,126</b>	その他有価証券評価差額金	897
		<b>純資産合計</b>	<b>15,240</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>38,126</b>

## 損 益 計 算 書

(2022年3月21日から)  
(2023年3月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	84,350
売上原価	60,550
営業総利益	23,800
営業収入	1,449
営業総利益	25,249
販売費及び一般管理費	25,215
営業利益	34
営業外収入	232
受取利息及び配当金	76
情報提供料収入	59
補助金の収入	32
その他	64
営業外費用	94
支払利息	58
社債発行費	13
支払保証料	10
その他	12
経常利益	172
特別損失	799
固定資産除却損失	52
減損損失	747
税引前当期純損失(△)	△627
法人税、住民税及び事業税	78
法人税等調整額	△95
当期純損失(△)	△611



## 株主資本等変動計算書

(2022年3月21日から  
2023年3月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 金 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	4,220	5,766	5,766	570	536	960	3,980	6,047
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	0	0
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,220	5,766	5,766	570	536	960	3,980	6,048
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	△212	△212
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	-	-	-	-	△18	-	18	-
当 期 純 損 失 ( △ )	-	-	-	-	-	-	△611	△611
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	-	-
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	-	-	△3	△3
株式給付信託に対する自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△18	-	△808	△827
当 期 末 残 高	4,220	5,766	5,766	570	518	960	3,171	5,220

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△932	15,101	850	850	15,951
会計方針の変更による累積的影響額	-	0	-	-	0
会計方針の変更を反映した当期首残高	△932	15,102	850	850	15,952
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	△212	-	-	△212
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	-	-	-	-	-
当 期 純 損 失 ( △ )	-	△611	-	-	△611
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0	-	-	△0
自 己 株 式 の 処 分	61	57	-	-	57
株式給付信託に対する自己株式の処分	6	6	-	-	6
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	-	-	47	47	47
当 期 変 動 額 合 計	67	△759	47	47	△712
当 期 末 残 高	△864	14,342	897	897	15,240

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- 有価証券の評価基準及び評価方法
- 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- その他有価証券
- 市場価格のない株式等 時価法
- 以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
- 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 商 品 売価還元法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ただし、生鮮加工センター等の商品は、最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産 建物 (建物附属設備を除く) は定額法
- (リース資産を除く) その他の資産は定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
- 主な耐用年数
- |        |        |
|--------|--------|
| 建物     | 8年～39年 |
| 器具及び備品 | 5年～10年 |
- 無形固定資産 定額法
- (リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金	従業員及びパート社員の賞与の支払に充てるために、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 ただし、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。
役員株式給付引当金	役員株式給付規程に基づく役員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品の販売に係る収益認識	当社の顧客との契約から生じる収益は、主にスーパーマーケット事業における商品の販売によるものであり、これらの商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。販売における対価は、履行義務の充足時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。 なお、商品の販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。
当社が運営するポイント制度に係る収益認識	当社が運営するポイント制度に係る収益は、会員に付与したポイントを履行義務と識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

### 1. 代理人取引に係る収益認識

消化仕入に係る収益について、従来は総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。この変更により、前事業年度の損益計算書において、「売上高」として計上していたものを、「営業収入」として計上しております。

### 2. 配送代行料収入

当社の物流センターに納品される商品を分荷し店舗へ配送する対価として、従来は仕入先から受け取る対価を配送代行料収入として「営業収入」に計上しておりましたが、商品に対する支配の移転時期、商品の納入とその配送サービスに関する関連性を総合的に勘案した結果、「売上原価」から控除する方法に変更しております。

### 3. 自社ポイント制度に係る収益認識

従来は付与したポイントの使用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、当該引当額及び使用されたポイントを費用として計上しておりましたが、付与したポイントについて将来の失効見込み等を考慮し、算定されたポイントの独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。この変更により、前事業年度の貸借対照表において、「ポイント引当金」及び「その他」に含まれている「預り金」の一部として計上していたものを、失効見込額を控除したうえで「契約負債」として計上するとともに、「販売費及び一般管理費」として計上していたものを「売上高」より控除しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、従前の会計処理と比較して、当事業年度の営業収益は65億38百万円減少し、売上原価は53億88百万円減少し、販売費及び一般管理費は11億49百万円減少し、営業利益、経常利益はそれぞれ0百万円減少し、税引前当期純損失は0百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は0百万円増加しております。なお、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

### 3. 重要な会計上の見積り

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
減損損失	747
有形固定資産	20,441

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「注記事項（重要な会計上の見積り）（固定資産の減損）」に記載した内容と同一であります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	定期預金	63百万円
	建物及び構築物	456百万円
	土地	3,862百万円
	計	4,382百万円

②担保に係る債務	一年内償還予定社債 (銀行保証付無担保社債)	100百万円
	一年内返済予定長期借入金	200百万円
	社債(銀行保証付無担保社債)	700百万円
	長期借入金	1,850百万円
	預り保証金	63百万円
	計	2,913百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 24,942百万円

(3) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金及び取引先への買掛金に対し債務保証を行っております。

新安城商業開発株式会社 (借入金) 103百万円

(4) 偶発債務

既存店舗の賃料契約更新において、賃貸人より2022年8月25日付で賃料増額調停申立書を受領しました。

これは、当社及び賃貸人の双方が主張する賃料に差額が生じたもので、その金額は当事業年度末において31百万円であります。当賃料増額調停において当社の主張する賃料は合理的に算出したもので、弁護士と対応してまいりましたが、調停は不成立となり終了しました。今後につきましては、引き続き弁護士と協議の上対応してまいります。

(5) 財務制限条項

当社の借入金のうち、タームローン契約（契約日2018年3月30日、借入金残高800百万円）には財務制限条項がついており、下記の条項に抵触した場合、契約上すべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

①2018年3月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2017年3月期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

②2018年3月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、営業損益が2期連続して損失とならないようにする。

③なお、当該借入金については、契約期限（2023年3月31日）に返済しており、残高はありません。

(6) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

①短期金銭債権	17百万円
②長期金銭債権	229百万円
③短期金銭債務	238百万円
④長期金銭債務	187百万円

(7) 取締役・監査役に対する金銭債務

長期金銭債務	100百万円
--------	--------

## 5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

その他の営業収入 142百万円

仕入高 2,142百万円

販売費及び一般管理費 725百万円

営業取引以外の取引による取引高 14百万円

## (2) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
店舗	土地、建物等	愛知県 12物件	747
		岐阜県 1店舗	
遊休資産	土地	岐阜県 1物件	0

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としたグルーピングを行っております。

賃貸物件、遊休資産についても個々の資産単位を1グループとしております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗、賃貸物件及び市場価額が帳簿価額より下落している遊休資産については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額で算定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローを当社の加重平均資本コストを基礎として見積もった割引率で割り引いた現在価値で算定しております。正味売却価額は、鑑定評価額もしくは一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を基礎として合理的に算定された金額から処分見込費用を控除して算定しております。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	1,265,177	40	92,320	1,172,897

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、「株式給付信託 (B B T)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式 (当事業年度期首102,800株、当事業年度末92,700株) が含まれております。
2. 変動事由の概要
- |                           |         |
|---------------------------|---------|
| 単元未満株式の買取による増加            | 40株     |
| 株式給付信託 (B B T) の給付による減少   | 10,100株 |
| 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 | 82,220株 |



## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	88百万円
契約負債	35百万円
未払事業税	19百万円
未払事業所税	20百万円
減損損失	1,203百万円
資産除去債務	385百万円
ソフトウェア	46百万円
耐用年数短縮による償却超過	127百万円
その他	296百万円
繰延税金資産小計	2,224百万円
評価性引当額	△1,593百万円
繰延税金資産合計	630百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△228百万円
その他有価証券評価差額金	△395百万円
前払年金費用	△163百万円
その他	△72百万円
繰延税金負債合計	△859百万円
繰延税金資産との相殺額	630百万円
繰延税金負債の純額	△228百万円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	サンデイリー株式会社	(所有)直接100.0%(被所有)―	当社商品の製造店舗等の賃貸資金の貸借	資金の回収利息の受取	1202	関係会社短期貸付金	183
						関係会社長期貸付金	88

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
貸付に関する金利については、市場金利に基づき決定しております。

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	791円61銭
(2) 1株当たり当期純損失	31円83銭

## 11. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月6日

株式会社 ヤマナカ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥田 真樹  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 貴俊  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマナカの2022年3月21日から2023年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマナカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月6日

株式会社 ヤマナカ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥田 真樹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 貴俊

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマナカの2022年3月21日から2023年3月20日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月21日から2023年3月20日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月9日

株式会社ヤマナカ 監査役会  
常勤監査役 福井久造 ㊟  
監査役（社外監査役） 笠松栄治 ㊟  
監査役（社外監査役） 横井陽子 ㊟

以上

# トピックス

## TOPICS 01 「第1回全国スーパーマーケット おいしいもの総選挙」 金賞受賞

2022年7月、当社の名物商品「東海道」が、「第1回全国スーパーマーケット おいしいもの総選挙」スイーツ部門にて金賞を受賞しました。また、「ミニお好み焼き」「冷やし中華」がそれぞれデリカ部門、その他食品部門にて入賞いたしました。

「東海道」は、当社創業者が兵庫県姫路市で人気の大判焼き店で焼き方の指導を受け、昭和32年より販売を続けている当社の名物商品です。ふわっとしながらもしっとりとした生地に、北海道産の小豆を使用した甘さ控えめのあんこがたっぷり入った当社自慢の商品です。

これまでは製造設備のある一部店舗のみでの販売でしたが、このたび多くのお客様からご支持をいただいたことを受け、2022年10月よりヤマナカ全店ででの販売を開始いたしました。



## TOPICS 02 ヤマナカ安田店リニューアルオープン

2022年9月2日(金)、名古屋市昭和区のヤマナカ安田店をリニューアルオープンいたしました。

「ヤマナカ安田店」は1967年より東海地区で代表するスーパーマーケットとして地域の皆様にご愛顧いただいております。この度、より地域のお客様のご要望にお応えべく、生鮮強化型の売場に変更して売場を一新いたしました。

生魚の対面バラ売り販売や自家製干物の販売、いつでもBBQやパーティーができる牛焼肉セットの販売など、生鮮売場を拡大し、鮮度、品質、産地にこだわった商品を今まで以上に選びやすく買い回りしやすい売場に刷新いたしました。また、フランテ店舗で取り扱いのある上質な商品の増加、ファミリー世帯向けの大容量商品や時短商材、冷凍食品の充実化など、より多くの世代の皆様楽しんでいただける商品を取り揃えました。



## TOPICS 03 100周年記念キャンペーン実施

ヤマナカは2022年2月に100周年を迎えました。

日ごろからご愛顧いただいているお客様への恩返しとして、100周年記念商品の販売、各種応募キャンペーンの実施等、1年を通して様々な企画を実施してまいりました。

また、8月15日には御園座にて「ヤマナカ100周年特別企画超歌舞伎2022ご招待キャンペーン」を開催し、抽選で500組1,000名の皆様をご招待しました。





## TOPICS 04 「東山動植物園 動物スポンサー協定」締結

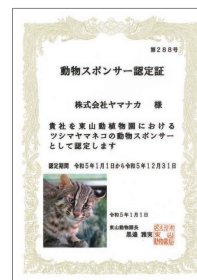
ヤマナカは、2023年1月に名古屋市東山総合公園と「東山動植物園 動物スポンサー協定」を締結いたしました。

当社本社所在地の名古屋市において、地元はじめ多くの皆様から愛される東山動植物園のスポンサーになることにより、生物多様性学習の一助になるべくこの度締結させていただきました。

なお、スポンサー料には有料レジ袋販売に伴う収益金の一部を使用しております。

スポンサー期間：2023年1月1日～2023年12月31日

スポンサー対象：ツシマヤマネコ（絶滅危惧種）



## TOPICS 05 ちびっ子健康マラソン大会開催

2023年1月28日（土）、大府市のあいち健康の森公園にて3年ぶりに「第31回ヤマナカ・S&B杯ちびっ子健康マラソン」が開催されました。ヤマナカでは地域のお子様の健康促進やご家族との楽しい思い出作りへの貢献を目的として、1990年度より実施をしています。

今年度はコロナ禍での開催に伴い、参加ランナーへの体調管理や検温・消毒の実施、走者以外のマスク着用など感染防止対策をして実施いたしました。



## TOPICS 06 「えるぼし認定」取得

2022年8月、ヤマナカは【えるぼし認定 認定段階3】を取得いたしました。

えるぼしとは、女性活躍推進法に基づき一定の基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況など、優良な企業を認定する制度です。

えるぼし認定基準は評価基準の達成度合によって3段階に分かれており、より高い段階を達成するほど、女性の活躍に積極的に取り組む企業の証明となり、社会的な評価向上に繋がります。

従業員が安心して働くことができる環境整備として、若手社員育成・シニア社員活躍と併せて女性幹部育成の取り組みを進めてきた結果、この度愛知労働局より認定段階3を認定されました。



## TOPICS 07 ヤマナカ統合報告書発刊

2023年2月には、ヤマナカ初となる「統合報告書2022」を発行いたしました。

2022年に創業100周年を迎えたヤマナカの「中期3カ年計画」を中心とした戦略や取り組みを紹介しています。また、ヤマナカグループの企業理念を基に、グループ一丸となった事業活動やESGに関する取り組み、考え方をわかりやすく報告しています。

ヤマナカホームページのIR情報より、ご覧ください。



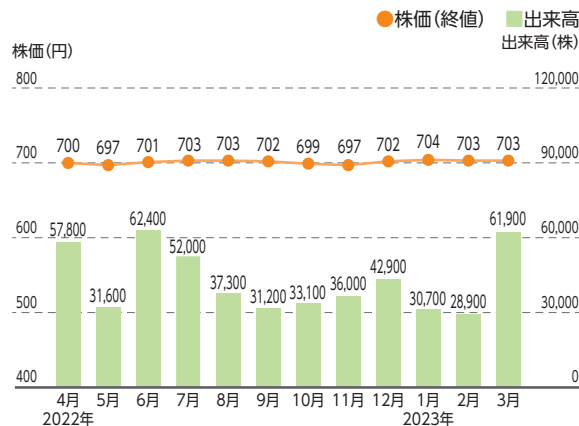
# 株主メモ

## 株主メモ

事業年度	毎年3月21日から翌年3月20日まで
定時株主総会	毎年6月(ただし20日までに開催)
基準日	定時株主総会の議決権 毎年3月20日
	期末配当金 毎年3月20日
	中間配当金 毎年9月20日
上場証券取引所	名古屋証券取引所 メイン市場 (証券コード8190)
単元株式数	100株
公告方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://www.super-yamanaka.co.jp">https://www.super-yamanaka.co.jp</a>
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	〒460-8685 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	☎ 0120-782-031 (フリーダイヤル)

取次事務は三井住友信託銀行株式会社の全国本支店で行っております。

## 株価と出来高の推移



第66回定時株主総会決議ご通知につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.super-yamanaka.co.jp>) に掲載させていただき、書面の送付は行わないことといたしますので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

## 「ヤマナカアプリ」のご案内

ヤマナカ公式アプリのご利用により、今まで以上に便利に楽しくヤマナカでお買い物をしていただくことができますようになります。この機会にぜひダウンロードしていただき、ご利用ください。



### 機能の一例

- ・チラシが見れる  
登録したお気に入り店舗等のチラシがいち早く見れ、新聞には折り込まれないWEB専用チラシも閲覧できます。
- ・アプリ限定クーポンがもらえる  
アプリ限定のお得なクーポンをご利用いただけます。
- ・ポイント数やチャージ残高が確認できる  
電子マネーチャージ残高、前日までのグランチェポイント数や、前日までの月間お買物金額がアプリ上で確認いただけます。

## ホームページのご案内

<https://www.super-yamanaka.co.jp/>

お客様、お取引先、当社グループの従業員、学生やパート・アルバイトの採用希望者、投資家など、当社に関わるすべてのステークホルダーに対して、当社の取り組みを分かりやすく伝えることができ、見やすく、便利なホームページとなっておりますので、ご覧ください。



## 株主総会会場ご案内図

**会場** 名古屋市東区葵三丁目16番16号  
ホテルメルパルクNAGOYA 2階「瑞雲の間」

**交通機関** 地下鉄（東山線）千種駅下車（1番出口）西へ徒歩約1分  
地下鉄（桜通線）車道駅下車（3番出口）南へ徒歩約5分  
J R（中央線）千種駅下車 西へ徒歩約5分

\*当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用  
くださいますようお願い申し上げます。

\*受付は2階でいたしております。



\*株主総会ご出席の株主様へのお土産はございません。  
何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。